

一般財団法人広島県剣道連盟
各地区剣道連盟会長 様
(各団体指導者)

一般財団法人広島県剣道連盟
総務委員長 名越 基康
(公印省略)

「剣道指導の在り方」について(通知)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、剣道本来の意義、特性を理解され指導現場において実践されている各指導者にとって、最近のスポーツ指導及び教育現場での体罰に関する報道に接するとき、剣道を指導する者として心の痛む思いで、より一層自戒の念をもって指導に当たることの必要性を強く感じておられることと推察します。

広島県剣道連盟としても、体罰はあってはならないことだと強い思いでいると同時に、広剣連各委員会においても、徹底を図ることを確認しています。

少子化時代剣道人口の減少を食い止めるためにも、幼少年を含め保護者に対しても剣道の特性を周知し、剣道人口を維持し更には、拡大を図ることが大切であると考えます。

それ故、指導者の皆様と直接指導を受ける幼少年(学生)やその保護者等の方々がコミュニケーションを図り、良好な人間関係と信頼関係を築くことが大切です。

体罰の定義は、たたく、殴る、蹴る等の直接行う有形力の行使によるものと、長時間の正座や長時間の起立など直接有形力の行使なくとも定義に該当する場合もあります。

また、暴言や行き過ぎた指導等は、直接の体罰の概念に含まれませんが、体罰と同様に、不適切な行為であり容認されないものではありません。

指導者と幼少年(学生)が師弟関係にあっても、決して許されるものではありません。

剣道を指導する上で正座は必須ですが、同伴の保護者等まで正座を強要することは好ましくありません。

保護者等が剣道の良き理解者、協力者となっていただくことが重要です。

結びに今一度、幼少年(学生)の指導の在り方や保護者等に対する不適切な言動がないか再確認してください。

素晴らしい剣道をより発展させ伝承させるためにも、指導力の向上を目指してください。

以上